

亀山市告示第 59 号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

令和元年 9 月 13 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21703
- 3 路線名 御幸 4 号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 東御幸町字嶋田 115 番 5
 - (2) 終点 東御幸町字嶋田 115 番 7
- 5 供用開始の期日 令和元年 9 月 13 日